

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日は、  
がと、休日に  
当たると、  
その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良施設管理規程の認可

◇ 雑 報

◇ 正 誤

## 告 示

### 鳥取県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開式二二の一、字新開参二四の一、字新開六 六九の一、夜見町字砂浜五 三一〇三の一、三一〇四の一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

### 二 指定の目的

飛砂の防備

### 三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係図面は、鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第五百八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川国有林、大字糸白見字東山国有林、佐治村大字尾際字南平国有林、智頭町大字八河谷字鳴滝山国有林（以上四国有林について、次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課並びに若桜町役場、佐治村役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を昭和五十年六月二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十号

昭和五十年四月八日付けで倉吉市越殿町一四〇九番地久米ヶ原土地改良区から申請のあつた土地改良施設(ため池及び頭首工)管理規程については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規程に基づき、昭和五十年六月二日認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 桜ため池管理規程

(一) 趣旨

この規程は、県管久米ヶ原地区かんがい排水事業によつて造成された桜ため池の維持、操作、その他の管理について必要な事項を定める。

(二) 満水量

ため池の満水位は標高一六八メートルとし、水位はこれより上昇させてはならない。(有効貯水量五三万立方メートル)

(三) かんがい期間

毎年春作用水必要時から秋作用水不要時までをかんがい期間とする。ただし、前記期間以外にあつても必要に応じて補給することができるものとする。

(四) 洪水警戒体制

管理者は、次のいずれかに該当する場合において洪水警戒体制をとらなければならない。この場合において、管理者は、洪水警戒体制をとつたときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、必要な措置をとらなければならない。

1 鳥取気象台から関係地域に対して、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

2 その他洪水が予想されるとき。

二 松尾頭首工管理規程

(一) 趣旨

この規程は、県管久米ヶ原地区かんがい排水事業によつて造成された松尾頭首工の維持操作その他の管理について必要な事項を定める。

(二) 義務放流量

義務放流量は、次のとおりとする。

1 国府川下流への義務放流量 ○・一九立方メートル/秒

2 導水路より水田への分水義務量 ○・〇二立方メートル/秒

(三) 桜ため池への取水量

桜ため池注水のための取水量は、最大〇・三〇立方メートル/秒とし、(二)の各放流量を妨げないよう取水する。

なお、取水は、かんがい期と関係なく、桜ため池を常に満水するよう取水する。

(四) 洪水警戒体制

管理者は、次のいずれかに該当する場合において洪水警戒体制をとらなければならない。この場合において、管理者は、洪水警戒体制をとつたときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、必要な措置をとらなければならない。

- 1 鳥取気象台から関係地域に対して、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 2 その他洪水が予想されるとき。

鳥取県告示第五百一十一号

昭和五十年四月十五日付けで中山町から申請のあつた土地改良(八重地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年六月七日から二十日間  
縦覧に供する場所  
中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

雑 報

地方職員共済組合役員就任について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員就任について、次のとおり公告する。

昭和50年6月6日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

理 事 長 岡 崎 隆 一

(昭和50年5月22日付)

正 誤

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(昭和五十年五月鳥取県規則第三十六号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁  
段

一  
下

造林課  
造林課 造林室・治山係・保安林係・林地保全係・造林係・  
保護係・普及指導係・林業専門技術員室

正

造林課

造林課  
県営林室・治山係・保安林係・林地保全係・造林係・  
保護係・普及指導係・林業専門技術員室

三  
下

職業訓練法(昭四十四年法律第六十四号)

誤

正

職業訓練法(昭四十四年法律第六十四号)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)